

みんなが元気なユニバーサル社会をめざして

関連する主な人権課題：障害のある人・高齢者

障害の有無にかかわらず、自分の能力を十分に発揮し、生きがいをもって幸せに暮らすことができる社会の実現は、すべての人の願いです。しかし、現実には、障害のある人や高齢者の活動を制限する様々な障壁（バリア）があり、誰もが豊かに共生する社会が十分に実現されているとはいえません。

すべての人が安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会づくりに向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) ユニバーサルデザインに基づく製品を集めてみましょう。

【ポイント】

- ・製品を実際を使って、気づいたことを話し合ってみましょう。
- ・身の回りの物を取り上げ、誰もが使いやすい製品をデザインしてみましょう。

(2) 障害のある人の自立と社会参加を支援する取組について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・どのような人が、障害のある人の自立と社会参加を支援しているのか調べてみましょう。
- ・具体的な支援内容について調べ、自分たちに何ができるかを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 地域の障害者施設などを訪問し、障害のある人にインタビューしてみましょう。

【ポイント】

- ・将来の夢や仕事に対する思いなどについて聞いてみましょう。
- ・困っていることや願いなどについて聞いてみましょう。

(2) 障害のある人の視点に立って、学校や地域を調査してみましょう。

【ポイント】

- ・どのような障壁があるか、ハード面・ソフト面に分けて調べてみましょう。
- ・調べたことをもとに、困っている人に声かけをするなど、自分たちにできることを実践してみましょう。

●ケーススタディ

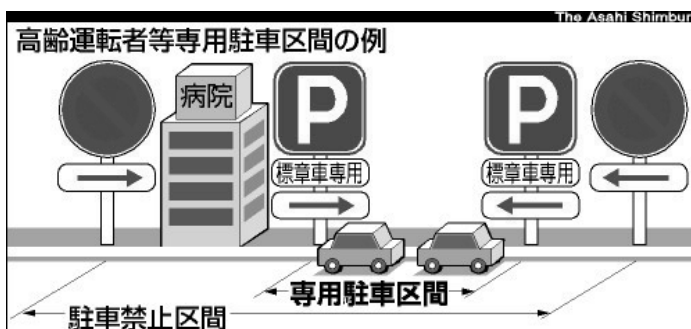
資料をもとに、「優先座席」が設けられた理由など、テーマを決めて話し合ってみましょう。



(神戸市営地下鉄)









(神戸市営地下鉄)



●チェック・シート

次のマークを知っていますか。

1	2	3
		
4	5	6
		
7	8	9
		

「わたしたちのできること～障害者権利条約の話～」

楽しいこう、が人生の合言葉さ
 ねえ、みんな聞いてよ
 愛することと信じることを合言葉にしよう
 命は情け深い神様からのおくりもの
 天と地のすべての生きとし生けるものへの
 障害がある友だちがいるなら
 安心できるようにそばにいてあげてよ
 人生楽しく、命を大事にするように言ってあげてよ
 絶望するのは臆病だと
 そして
 忍耐と決断とが勇気のしるしだって
 希望がぼくらの人生の目的
 やさしいほほえみがぼくらを一つにする
 人生に絶望はなく、絶望の中に人生はない

—イラク ジャン・メダット 13歳—

(ユニセフ 日本語訳 (財)日本障害者リハビリテーション協会から)

●関係機関等

- (1) 兵庫県立特別支援教育センター
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~shogaiji-bo/>
- (2) 兵庫県立総合リハビリテーションセンター
<http://hwc.or.jp/rihacenter/>
- (3) ひょうご発達障害者支援センター クローバー
<http://homepage3.nifty.com/auc-clover/>
- (4) 発達障害情報センター（国立障害者リハビリテーションセンター）
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>
- (5) 発達障害教育情報センター（国立特別支援教育総合研究所）
<http://icedd.nise.go.jp/>

キーワード解説

▼ ユニバーサル社会

年齢や性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人一人が持てる力を発揮して元気に活動できる社会のことをいう。

▼ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことをいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトである。

▼ ノーマライゼーション

「障害のある人も家庭や地域とともに生活できる社会づくり」のことである。障害のある人もない人も、ともに生きる社会こそノーマル（普通）であるという考え方は、今日、障害者をはじめとする福祉施策の基本理念となっている。

▼ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のことをいう。

▼ 障害者基本法 [平成16(2004)年改正]

「障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的理念」を定めるとともに、障害を理由とする差別禁止の理念を示している。また、12月3～9日を「障害者週間」と定め、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、「共生社会」の理念の普及を図るための多彩な行事を集中的に実施している。

▼ 発達障害者支援法

[平成20(2008)年改正]

発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と規定している。

▼ 障害者の権利に関する条約

[平成18(2006)年国連総会採択]

「障害のある人の基本的人権を促進・保護し、固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的に「社会への完全参加とインクルージョン（コミュニティに参画すること）」を原則の一つに掲げ、教育についても「あらゆる教育段階、生涯学習におけるインクルーシブな教育制度を確保すること」としている。